

2025年（令和7年）7月31日

藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集要項

前文

0～2歳児の約6割が未就園児である中で、保育が必要な家庭のみならず、全ての子育て世帯への支援が必要となっています。

このような中、令和6年6月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、児童福祉法の一部が改正され、児童福祉法第6条の3第23項及び子ども・子育て支援法第7条第11項に「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が規定されます。

本事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的としています。

1 募集目的

本市において、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を2026年（令和8年）4月より実施します。

本事業を円滑に開始し、子育て家庭への支援につなげるため、本市市内において3（1）に定める施設を運営している事業者に限定し、募集を行うものです。

2 スケジュール

日程	内容
2025年（令和7年）7月31日（木）	事業者向け公募説明会、募集要項公表 参加表明・提案書類・質問受付開始
9月5日（金）	参加表明及び質問受付期間終了
9月12日（金）	質問に対する回答公表
10月3日（金）	提案書類受付期間終了
10月31日（金）	選考委員会（書類審査）（予定）
11月上旬～中旬	選考結果通知発送
11月下旬～	認可申請 子ども・子育て会議にて意見聴取 （11月、1月を予定） 事業認可

	総合支援システムへの登録・アカウント発行
2026 年（令和 8 年）4 月 1 日～7 月 1 日	事業開始

※1 事業認可に係るスケジュールであり、委託契約や補助金については、別途調整が必要となります。

※2 本事業実施事業者として選定された場合は、事業認可に係る手続き及び書類提出等を迅速に対応いただくこととなりますのでご注意ください。

3 応募資格

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日時点で、藤沢市内で次に掲げる施設を運営している事業者

- ア 保育所
- イ 地域型保育事業所（小規模保育事業所、家庭的保育事業所）
- ウ 認定こども園
- エ 幼稚園
- オ 企業主導型保育施設
- カ 認可外保育施設
- キ 児童発達支援センター
- ク その他市長が適切と認める施設

※1 施設 1 提案の応募が可能です（複数の施設を運営している場合、それぞれの施設での提案ができます。）。

4 事業内容

（1）対象となる子ども

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通園していない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満児

（2）利用可能時間

子ども 1 人当たり月 4 時間を上限とする。

（3）実施方法

- ア 一般型乳児等通園支援事業（一般型事業）（在園児合同実施）
定員を別に設け、在園児と合同で受入れを行う
- イ 一般型乳児等通園支援事業（一般型事業）（専用室独立実施）
定員を別に設け、専用室を設けて受入れを行う
- ウ 余裕活用型乳児等通園支援事業（余裕活用型事業）※
施設の空き定員の枠を活用して受入れを行う

※3 （1）の事業者のうち、ア～ウに該当する施設のみ実施可能

（4）総合支援システムの利用

事業の実施にあたり、こども家庭庁が整備し、地方公共団体・事業者・利用者が利用できる「総合支援システム」が導入されるため、本市においてもこの総合支援システムを利用する予定です。事業者におかれましても、インターネット環境が整備され、メールアドレス（管理者と担当者を区別するため、2つ以上）を所持していれば利用可能です。

5 施設基準及び職員配置

(1) 一般型乳児等通園支援事業

「藤沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第21条及び第22条を満たすこと。

(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

「藤沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第25条を満たすこと。

6 単価及び加算（公募開始時点でお示しできるのは、令和7年度事業の金額となります。令和8年度については、公定価格により決定する予定のため、国から詳細が示され次第、別途お知らせします。）

(1) 単価

年度当初の年齢	単価（子ども一人1時間あたり）
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

※1時間以上の利用については、30分単位で実施することも可能とし、この場合、30分に係る部分の金額は、1時間の単価に1/2を乗じて算出する。

(2) 加算

対象	加算（子ども一人1時間あたり）
障がい児	400円
医療的ケア児	2,400円
要支援家庭の子ども	400円

※30分単位で利用する場合、(1)と同様の計算により算出する。

※複数の加算に該当する場合、いずれか一つのみ適用する。

7 利用料金（金額については、「6 単価及び加算」と同様。）

(1) 子ども一人1時間あたり300円とし、実施事業者が利用者から直接徴収する。

(2) 次に該当する場合は利用料金を減免する。

対象	減免（子ども一人1時間あたり）
生活保護世帯	300円
市町村民税非課税	240円
市町村民税77,101円未満	210円
要保護児童対策地域協議会に登録された 要支援児童及び要保護児童のいる世帯等	150円

※減免した利用料金分については、市から事業者に支払います。

(3) 利用料金の他、給食費等の実費相当分については、保護者同意の上、実施事業者が徴収することができます。

8 申込み手続き

(1) 参加表明書の提出（必須）

ア 受付期間

【受付開始】2025年（令和7年）7月31日（木）

【締め切り】2025年（令和7年）9月5日（金）午後5時まで

イ 提出方法

Eメール

※不着防止のため、送信後、提出先へ電話連絡すること。電話受付時間は平日の午前8時30分～午後5時とします。（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

藤沢市役所 子ども総務課 施設整備担当

Eメール：fj3-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

電話番号：0466-50-3562

エ 必要書類

藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集に係る参加表明書（様式1）

(2) 質問・回答

ア 受付期間

【受付開始】2025年（令和7年）7月31日（木）

【締め切り】2025年（令和7年）9月5日（金）午後5時まで

イ 提出方法

「藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集に係る質問書」（様式A）に記載の上、Eメールにて提出

※不着防止のため、送信後、提出先へ電話連絡すること。電話受付時間は平日の午前8時30分～午後5時とします。（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

藤沢市役所 子ども総務課 施設整備担当

Eメール：fj3-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

電話番号：0466-50-3562

エ 回答

【回答予定日】2025年（令和7年）9月12日（金）

【回答方法】藤沢市ホームページに掲載します。

※質問内容によっては、お時間をいただく場合がございます。

(3) 提案書類の提出

ア 受付期間

【受付開始】2025年（令和7年）7月31日（木）

【締め切り】2025年（令和7年）10月3日（金）午後5時まで

※ 土日祝日を除く

イ 受付時間

午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

ウ 提出方法

事前にご連絡の上、持参してください。（郵送提出不可）

※ 提出にあたっては、1部ごとにA4版のファイルに綴り、各書類の先頭にはインデックスを付けてください。

※ 提出書類の表紙及び背表紙に「事業者名」を記載してください。

エ 提出先

藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所 本庁舎3階

子ども総務課 施設整備担当

電話番号：0466-50-3562

オ 必要書類

提案書類 10部

《提案書類について》

次に掲げる書類を、受付期間中に10部提出してください。

I 事業者概要調書（様式2）

【添付資料】

（2-①）法人定款又は寄附行為その他の規約

（2-②）履歴事項全部証明書

（2-③）役員名簿及び代表者の経歴書

II 事業計画書（様式3）

提案施設ごとに提出してください。

【添付資料】

（3-①）藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）担当職員

名簿（別添 1）

（3－②）藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る部屋別面積表（別添 2）

（3－③）平面図、配置図（駐車場、駐輪スペース、ベビーカースペースの位置を平面図に記載すること）

（3－④）建物賃貸借契約書の写し又は覚書

（3－⑤）検査済証の写し又は「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成 26 年 7 月 2 日 国住指第 1137 号）」に則った検査結果により、適法に施工済みであることがわかる書類

（3－⑥）立面図

※事業計画書の作成については、「藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）収入モデル」もご参考にしてください。

※ 3－④、3－⑤、3－⑥については、3（1）ア、イで実施する場合、提出不要です。

Ⅲ 藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る収支予算書（様式 4）

提案施設ごとに提出してください。

Ⅳ 誓約書（様式 5）

※ 市長が必要と認める書類の追加提出を求める場合があります。

※ 応募に関する費用は応募者の負担となります。

※ 提出いただいた書類等は返却しません。

（4）参加の辞退

参加表明書提出以降に、公募への参加を辞退する場合には、「藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集辞退届」（様式 B）を提出してください。

ア 提出方法

Eメールにて提出

※不着防止のため、送信後、提出先へ電話連絡すること。電話受付時間は平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時とします。（正午～午後 1 時を除く）

イ 提出先

藤沢市役所 子ども総務課 施設整備担当

Eメール：fj3-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

電話番号：0466-50-3562

9 運営事業者の選考と決定

選考委員会において、書類審査により総合的に審査採点を行い、あらかじめ定

めた合格点を上回る提案の中から点数が高い順に選定します。なお、選考結果については、総合点のみ公表します。

(1) 選考委員会日程：2025年（令和7年）10月31日（金）（予定）

(2) 開催場所：藤沢市役所 本庁舎内会議室（予定）

10 審査の基準

(1) 本事業に対する考え方について

(2) 事業実績及び現在の園の運営について

(3) 事業実施体制について

(4) 障がい児等への対応について

(5) 市との連携による本事業の質の向上について

※ 審査の基準については、「藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者の選定に係る審査基準」を参照してください。

11 その他

(1) 提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で利用できるものとします。また、情報公開請求により開示する場合があります。なお、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。

(2) 本事業実施予定の施設において、現地確認を実施する可能性があります。

(3) 審査の結果、事業者として選定されたとしても、提出された提案内容、関係法令等に基づく運営ができないと判断した場合には、事業者としての選定を取り消す場合があります。

【問い合わせ先】

藤沢市 子ども青少年部 子ども総務課 施設整備担当

藤沢市役所本庁舎 3階

TEL 0466-50-3562（直通）

E-mail fj3-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

以 上